

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し	
担当部局	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室 金融庁総務企画局企画課保険企画室 金融庁総務企画局市場課 電話番号: 03-3506-6000(内線3618) e-mail: RIA@fsa.go.jp	
評価実施時期	平成20年11月14日	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【内容】 従来、利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用等を防止する観点から、金融商品取引業者・銀行等・保険会社間の役職員の兼職規制等の弊害防止措置が設けられている。 先般の金融商品取引法等の改正において、金融商品取引業者・銀行・保険会社等に対して利益相反管理体制の整備が義務付けられるとともに、それらの間の役職員の兼職規制が撤廃されたことに伴い、今般の改正は、利益相反管理体制の整備義務を課す主体の範囲、対象となるグループ会社の範囲及び利益相反管理体制の内容等を規定する。また、①金融商品取引業者が親・子銀行等の優越的地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行う行為、及び②保険会社が特定関係者に該当する金融機関の優越的地位を不当に利用して保険契約の申込み等をさせる行為を禁止する等の措置を講じる。</p> <p>【目的及び必要性】 利益相反による弊害や銀行等の優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性の確保を図るとともに、利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため、新たな規制の枠組みを構築する必要がある。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	金融商品取引法施行令第15条の27、第15条の28; 金融商品取引業等に関する内閣府令第8条、第45条、第70条の2、第70条の3、第153条、第157条、第184条; 中小企業等協同組合法施行令第27条の2; 中小企業等協同組合法施行規則第158条の2～第158条の4; 農業協同組合法施行令第1条の10の2、第1条の14の2; 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第23条、第24条; 信用金庫法施行令第11条の3; 信用金庫法施行規則第126条の2、第126条の3; 銀行法施行令第4条の2の2、第16条の2の2; 銀行法施行規則第14条の11の3の2、第14条の11の3の3、第34条の14の2、第34条の14の3; 長期信用銀行法施行令第6条第1項; 長期信用銀行法施行規則第13条の11の4、第13条の11の5、第25条の2の20、第25条の2の21; 協同組合による金融事業に関する法律施行令第3条の3; 協同組合による金融事業に関する法律施行規則第63条の2、第63条の3; 労働金庫法施行令第5条の3; 労働金庫法施行規則第108条の2、第108条の3; 水産業協同組合法施行令第10条の2、第10条の7; 漁業協同組合等の信用事業に関する命令第25条の2、第25条の23; 保険業法施行令第13条の8、第28条の2、第37条の9; 保険業法施行規則第53条の13、第53条の14、第133条の4、第133条の5、第210条の6の2、第210条の6の3、第234条; 農林中央金庫法施行令第8条の2; 農林中央金庫法施行規則第84条、第85条; 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行令第7条の2; 株式会社商工組合中央金庫法施行規則第37条の2、第37条の3
想定される代替案	整備すべき利益相反管理体制の内容を、(i)利益相反のおそれのある取引の適切な方法による特定のための体制整備、(ii)顧客の保護の適正な確保のための体制整備、及び(iii)記録の保存として、利益相反管理方針の策定・概要の公表を求めないこととし、他の内容は本案と同じとする。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	金融機関において、(i)利益相反のおそれのある取引の適切な方法による特定のための体制整備、(ii)顧客の保護の適正な確保のための体制整備、(iii)利益相反管理方針の策定・公表、及び(iv)記録の保存に伴う費用が発生する。 また、優越的地位の濫用防止を遵守するための体制整備等の費用が必要となる。	本案と比べ、利益相反管理方針の策定・概要公表に伴う費用が軽減される。
(行政費用)	国において、金融機関における利益相反管理体制の整備状況、及び銀行等の優越的地位の濫用防止の遵守状況の検査・監督に伴う費用等が発生する。	本案と比べ、金融機関による利益相反管理方針の策定・概要の公表がなされないことにより、利益相反管理体制の整備状況について、国においてより入念な検査・監督を行う必要が高まり、そのための費用が増加する。
(その他の社会的費用)	利益相反管理方針の策定・概要の公表がなされることにより、実効性のある利益相反管理体制が実現される。そのため顧客の利益が不当に害されるなどの社会的費用が発生する蓋然性は低い。	本案と比べ、利益相反管理方針の策定・概要の公表がなされないことにより、実効性のある利益相反管理体制の整備は期待できず、顧客の利益が不当に害されるなどの社会的費用が発生する蓋然性が高い。

規制の便益	便益の要素	代替案の場合
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>実効性のある利益相反管理体制が構築されるとともに銀行等の優越的地位の濫用が禁止されることにより、顧客保護が期待される。</p> <p>(1)費用と便益の関係の分析 本案については、今般の改正により遵守費用及び行政費用が新たに発生することとなる。 一方、実効性のある利益相反管理体制が構築されるとともに銀行等の優越的地位の濫用が禁止されることにより、顧客の保護が期待される。また、これら便益の増加というプラスの効果は、新たな費用の発生というマイナスの効果を上回ると考えられる。 したがって、本案による改正は適当と考えられる。</p> <p>(2)代替案との比較 代替案については、本案に比べ、遵守費用は下回るが、行政費用が上回るとともに、顧客の利益が不当に害される蓋然性が高まることから社会的費用も上回ることとなり、顧客保護の徹底の観点からは看過しがたいものとする。 したがって、利益相反管理体制の整備等を求めることにより、顧客保護の徹底を図る観点からは、本案による改正が適当と考える。</p>	<p>本案と比べ、実効的な利益相反管理体制が構築されず、顧客保護に支障をきたすおそれがある。</p>
有識者の見解その他関連事項	<p>金融審議会金融分科会第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」(19年12月18日公表)において、以下のとおり提言頂いた。 「利益相反による弊害を的確に防止していくためには、証券会社や銀行等に対し、利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局が適切にモニタリングしていくことにより、規制の実効性を確保していくことが重要である。」 「証券会社が、親銀行等・子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して、金融商品取引契約の締結又は勧誘を行う行為についても、金融商品取引法令において禁止することが適当である。」</p>	
レビューを行う時期又は条件	<p>金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p>	
備考		